菊陽町森林整備計画

計画期間

自 令和 2年4月 1日 至 令和12年3月31日

熊 本 県

陽 菊 町

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針
- Ⅱ 森林の整備に関する事項
- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
- 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方 法その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 3 その他必要な事項
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する 事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関す る方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進 するための方策

- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する 事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関 する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 Ⅲ 森林の保護に関する事項
- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護 に関する事項
 - 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項
- IV 森林の保健機能の増進に関する事項
- V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、九州の中核都市である熊本市の北東部に位置し、雄大な阿蘇に源を発した白川が町のほぼ中央を東西に流れており、その白川沿いに耕作地が開け、集落地が形成されている。

本町の総面積は3,746haで、白川中流域の平坦地であり、森林面積は296.06haで、総面積の約8%を占めている。そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林の面積は55.21haであり人工林率約18.6%である。(令和2年4月現在)

本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山からなり、大部分が天然林である。

地区別にみると、南部地区は熊本空港の北側に東西帯状に広がっており天然林と人工林が混在している。北部地域は既存集落の北側を上井手、堀川が東西に流れてきており、天然林がほとんどである。

また、林業生産活動はほとんど行われていないが、適正に管理されない森林が散見され、水源涵養機能をはじめとする公益的機能の低下が危惧される。このため、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、伐期に達した人工林の主伐及び伐採跡地への植栽による的確な更新の確保等の森林整備が求められている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能ごとに、その機能発揮の上から望ましい森林 資源の姿を下記のとおり示す。

ア水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を貯えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保全する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の 吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

才 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風 致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適し た施設が整備されている森林

力 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森 林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している森 林

キ 木材等生産機能

材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保させる観点から、適切な保育間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並 びに回避を図る施業を推進する。

また、集落等に接近する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林指定やその適切な管理を推進し、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設

備を図る。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、 樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民 のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等多様な森林整備を推進 する。

才 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

力 生物多様性保全機能

生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持する ことを基本とした保全を図る。

また、野生生物のための回廊の確保にも考慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林の整備を推進する。将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。

なお、これらの森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、本町の林業労働力の担い手である森林組合などの林業事業体は現在、保育作業を中心とした体制となっているが、主伐や利用間伐を推進するための体制整備を推進する。

また、適切な森林整備を推進していくために、森林組合等による講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、その推進に当たっては、国、県の補助事業や地方財政措置等を有効に活用する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

国、県、町、森林所有者、森林組合等で相互に連携を密にして、 委託を行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化の促進、 林業に従事する者の育成及び確保、林業機械の導入の促進、森林作 業道等の整備、林産物の利用促進のための施設の整備等を総合的に 推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は以下のとおり。

				樹	種		
地	域	スギ	ヒノキ	マッツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹
全	域	40年	45年	35年	35年	10年	15年

[※]標準伐期齢に達した時点での立木伐採を促すものではない。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、既 往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新(伐採跡地(伐採により 生じた無立木地)が、再び立木地になること)を伴う伐採であり、 その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐:皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け的確な更新を図ることとする。

択伐:択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単体として伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあたっては40%以下の伐採)とする。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造になるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐

採率によるものとする。

なお、標準的な方法により立木の伐採を進めるに当たっては、以下 のア~エに留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨と し、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地 域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構 造、森林の構成等を勘案する。
- イ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の 防止、風致の維持、及び渓流周辺や尾根筋等の森林におけ る生物多様性の保全等に必要がある場合には、所要の保護 樹帯を設置することとし、野生生物の営巣等に重要な空洞 木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても、目的樹種の 成長を妨げないものについては、保護等に努める。
- ウ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進 を図る観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少 なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものと し、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を 目安として選定する。
- エ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な 更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとす る。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然 稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

3 その他必要な事項

ア 伐造届出旗の掲示

伐採箇所には、菊陽町森林整備計画及び森林経営計画に 適合した伐採であることを地域住民等に周知するため、町 が発行する伐造届出旗を掲示し、無秩序な伐採や植林未済 地の抑制を図るものとする。

第2造林に関する事項

1 人工造林の対象樹種

人工造林については、植栽に寄らなければ的確な更新が困難な森

林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森 林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単 層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需要動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

なお、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業 普及指導員又は町の林務担当課と相談の上、適切な樹種を選択 するものとする。

区分	樹種名				
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ等				

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林のうち育成単層林の植栽本数は、下表の本数を標準として定めるものとする。

育成複層雨林における樹下植栽については、育成単層林 における標準的な植栽委本数に下層木以外の立木の伐採率 (材積率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

なお、森林所有者等が定められた標準的な植栽本数と異なる本数で植栽しようとする場合は、適切な植栽本数を判断するものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数
		(本/h a)
スギ、ヒノキ、クヌ	疎仕立て~	1,500本 ~
ギ、高木性広葉樹、	中仕立て	3,000本
マツ類、その他		

注)高木性広葉樹のうち、センダンについては、熊本県林業研究・研修センター等の公的

研究機関による研究成果に基づいて必要な保育施業を行う場合に限り、植栽本数基準の下限を400本/haとすることができる。

イ その他人工造林の方法 その他の人工林の方法について、下表のとおりとする。

区分	標 準 的 な 方 法
	林内の雑草木等を刈り払い又は伐採し、
	その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の
 地拵えの方法	支障とならないよう適宜整理集積を行うこ
地冊んの万伝	とし、また、当該林分の地形等の条件を考
	慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しない
	よう特に留意することとする。
	通常穴植えとし、正方形植栽又は三角形
植付けの方法	植栽等、地理、地形に応じて適切な方法を
	選定することとする。
	2月上旬から3月中旬までを標準とした
	春植え又は9月中旬から11月上旬までを
 植栽の時期	標準とした秋植えが一般的であるが、植栽
但秋ツ州	時期の自由度が高いコンテナ苗を使用する
	場合などには地域の自然的条件等に応じて
	適切な時期を選定する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の循環的な増勢を図るとともに、隣地の荒廃を防止するため、 伐採跡地の人工造林をすべき期間を次のとおり定める。

① 植栽によらなければ的確更新が困難な森林

3に定める植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に 指定されている森林の皆伐のよる伐採に係るものについて は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起 算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

② それ以外の森林

基本的に上記①と同様であるが、ぼう芽更新が期待できる 場合は、この限りではない。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、下表のとおりとする。

天	E然更新の対象樹種	クヌギ、シイ、カシ、ブナ、カエ デ類、アカシデ、ミズキ、ミズナ ラ、ヒメシャラ、ホウノキ、サワ グルミ
	ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種が生育し得る最大の立木本数及び天然更新補助作業について以下のとおり定める。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等 を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこと。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新 完了基準」を基準として、生育し得る最大の立木の本数と して想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数 を更新とする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
2(1)の天然更新の対象樹種	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標 準 的 な 方 法
地拵え	種子の定着に適した環境を整備すること を目的とし、1 (2) イに定める方法に準 じて地拵えを行う。
地表かき起こし	必要に応じて林床植物を除去するとともに、地表に堆積している落葉落枝を攪乱して表土を露出させ、種子の確実な定着と発芽を促し、天然稚幼樹が良好に生育できる環境を整備することとする。ただし、当該林分の地形等の条件及び地表かき起こしの必要度合いを考慮のうえ、隣地の表土が流亡しないよう特に留意する。
刈出し	ササ等の被圧により更新が阻害されている ものについて、ササ等の状況、更新樹種の 特性や稚幼樹等の発生数を考慮のうえ、必 要に応じて更新が完了するまでササ等の刈 払いを行う。
芽かき	ぼう芽更新を行った場合において、生産 目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のう え、必要に応じて余分なぼう芽を除去する ことにある。
植込み及び播種	稚幼樹の発生量が少なく確実な更新が見 込まれないものについて、必要に応じて苗 木の植栽又は播種を行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、気候、地形、土壌等の自然的条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、 更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとす る。 (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。

- 3 植栽に寄らなければ的確な更新が困難な森林の所在 該当なし
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林を すべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 更新に係る対象樹種
 - r 人工造林の場合 $1 ooldsymbol{n}$ $1 ooldsymbol{n}$ $1 coldsymbol{n}$ $1 coldsymbol{n$
 - イ 天然更新の場合2の(2)によるものとする。
- (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数 2の(2)によるものとする。
- 5 その他必要な事項
 - (1) 植栽未済地対策

人工林の伐採(皆伐)後に植栽が行われず、当該伐採が終了した 日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を超えて放置され ている森林のうち、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 については、森林資源の積極的な造成及び林地の荒廃防止等の観 点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林における造林

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、 自然条件や経営目的を考慮のうえ、多様な木材需要に応じた造林を行うこととする。

- (3) 造林地においてシカによる食害が多発している区域にあっては、防護ネット等の鳥獣被害防止施設の整備を行うものとする。
- (4) 人工造林の際は、補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。

- 第3間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その 他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 森林の立木生育の促進、林分の健全化並びに利用価値向上を図る ため、間伐の回数及びその実施時期、間伐率について、下表のとお り定めるものとする。

間伐の標準的な林齢及び標準的な方法

樹種	植栽本数	施業体系		間伐を実	施すべき標	単りな林樹	冷(年)	
	(本/ha)		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
	1,500	一般材	\triangle	28~34				
スギ	~2,000	大経材	\triangle	28~35	39~52	58		
74	3, 000	一般材	14	23	31			
		大経材	14	23	31	45	57	
	1,500	一般材	\triangle	34~39				
ヒノキ	\sim 2,000	大経材	\triangle	34~40	42~55	61	72	
	0.000	一般材	14	25	31			
	3,000	大経材	14	25	31	40	55	65

標準的な方法	備考
・ 1回目は、除伐(植栽木以外の樹種の伐採)を兼ねた間伐	
とする。	
・ 2回目以降は、形成不良木を選定するとともに、林分密度	
管理図を参考として定量的に本数管理を行う。	
・ 間伐率は、強度の疎開を避けて決定するものとし、本数率	
で20~30%程度とする。	
・ 高齢級の森林における間伐については、成長力に留意して	
実施する。	
・ 間伐実施時期の間隔は、標準伐期齢未満で10年、標準伐	
期齢以上で15年を標準とする。	
・ 保安林にあっては、保安林の指定施業要件として定められ	
た間伐率の範囲内で行う。	

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分健全化を図るため、保育の時期、回数、作業方法について、下表のとおり定めるものとする。

				実施すべき標準的な林齢													
保育の種類	樹	種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
71 10																	
下刈り	ス	ギ	,														
ス 担 り	, ,	٠.٠															
つる切り	L /	17															'
除伐									4								

標準的な方法	備考
下 刈 り:植栽木が雑草木に被圧されなくなる時期までに年1	
回(必要に応じて2回)毎年実施する。	
つる切り:つるの繁茂状況に応じて、下刈り終了後2~3年毎に	
行う。	
除 伐:つる切りと同時期に目的外樹種及び不良木を除去する。	

3 その他必要な事項

(1) 間伐率

過密な森林の間伐に当たっては、風害等による立木被害の防止 及び林地の保全等を考慮のうえ、急激な疎開を避け、徐々に適正 な林分密度に誘導することとする。

(2) 育成複層林における受光伐

育成複層林においては、下層木の健全な生育に必要な林内照度 を確保するため、当該林分の生産目標、対象木の種類・形状・枝 張りの状態等を考慮のうえ、下層木の生育状況に応じて上層木の 抜き伐り又は枝払いを行うこととする。

(3) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進森 林における間伐及び保育

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき

森林における間伐及び保育の実施に当たっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集約化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進することとする。

特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、地域の技術体系に応じ、路網の整備及び機械化による効率的な列状間伐をはじめとした間伐を推進することとする。

(4) シカ等による被害の抑制

シカ等による植栽木の食害を受けている造林地又は受けるおそれのある造林地において下刈りを行う場合は、坪刈り又は筋刈り等の方法により植栽木の食害を抑制するものとする。

(5) その他

竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている育成単層 林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこと とする。

第4公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - (1) 水源のかん用の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上部の 上流に位置する水源地周辺の森林地域の用水源として重要な ため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が 高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施 業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大(標準伐期齢+10年)とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、下表の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

森林の伐期齢の下限

			樹	種		
区域	スギ	スギ ヒノキ		その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	50年	55 年	45 年	45 年	20年	25 年

(2) 土地の関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保険文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①~④の森林など、土地に関する災害の防止、土壌の 保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能、その 他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林を別表1により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を 図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家当施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安 林、防霧保安林、防火保安林や、町民の日常生活に密接な関わ りを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害 を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林 保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

別表1に示すとおり。

イ 施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の 浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進 する。

アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する 観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に 配慮するとともに、特に地域独自の景観等が求められる森林に おいて、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種 の広葉樹(以下「特定広葉樹」という。)を育成する森林施業 を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

このため、アの①から③までに掲げる森林(具体的には、次の①~③の森林)のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐を行う伐期齢の下限を下表のとおりとするとともに、皆伐については、伐採に伴って発生する

裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。

なお、それぞれの森林の区域については、別表2に定める。

長伐期施業を推進すべき伐齢期の下限

		樹		種			
区	域	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全	域	80 年	90 年	70 年	70 年	20 年	30 年

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - a 地形について、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている森林
 - b 地質について、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節 理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある 箇所、流れ盤となっている箇所の森林
 - c 土壌等について、火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫(れき)地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所の森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
 - a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
 - b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
 - c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 保健文化機能の維持増進を図る森林
 - a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を 構成する森林
 - b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点

から望見されるもの

- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場と して特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーショ ン機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林
- d 希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る。)
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための心理施業を推進すべき森林の 区域及び当該区域内における施業の方法

3 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域として、別表1に定める。

4 木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表1】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持 増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林	該当なし	

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進 すべき森林	該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	全域	296.06
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推 進すべき森林	該当なし	

【別表2】

	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推	進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を打	推進すべき森林 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	該当なし	
複層林 施業を推進す	複層林施業を推進すべき森林 (択抜に よるものを除く)	全域	296.06
べき森林	択抜による複層林施業を推進すべき森 林	該当なし	
特定広葉樹の	育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

5 その他必要な事項

本町は、熊本市の上流域に位置し、都市部の水瓶として機能を発揮させていくために水源涵養機能を高く維持していく。

しかし、伐採の面から、主伐については、標準伐期がきたところで 森林整備を推進していくこととする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針 本町において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推 進していくにあたっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するた めの体制整備が早急に求められている。

このため、特に、不在村森林所有者や森林経営に消極的な森林所有

者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策 本町の民有林においては、不在村森林所有者の経営放棄や所有森林 を管理・経営する意欲が減退している森林所有者が増加しており、こ れらの所有森林については、適時適切な森林施業の実行確保が困難な 状況となっている。

このため、不在村森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、意欲のある森林所有者、森林組合、林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - (1) 森林経営管理制度の活用に関する基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成 に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材 の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等に おける施業の方法との整合性に留意する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用に当たっての考え方

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、森林法施行 規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の森林として本計画に定 められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林に ついては、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計 画の作成等を優先して行うものとする。

5 その他必要な事項 該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の多くは1ha未満の小規模所有者であり、森林施業を計画的、重点的に行うためには、行政、林業事業体、森林所有者が密に連携を行い地域ぐるみで推進体制を整備する必要がある。そのために、森林組合及び意欲と能力のある林業事業体をコーディネーターとし、地区毎に実行責任者たるリーダーを配置し、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の共同化を促進し森林の整備を図っていくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化による合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、森林作業同党の計画的整備、造林、保育、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施できるように推進する。

なお、これらの森林施業の共同化等について消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼び掛けながら森林整備に対する重要性を啓発するとともに、森林施業の共同化について理解を深める等

の機会を繰り返し設けていくこととする。

また、不在村森林所有者に対しては、森林を持続的に保全管理することへの啓発とともに、森林施業の集約化や共同参画への理解を深めることにより、施業実施協定の締結を促すこととする。

- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 森林施業の共同化を効果的に促進するため、次の事項に留意しなが ら実施するものとする。
 - ア 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
 - イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に 応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による 施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方 法をあらかじめ明確にしておくこと。
 - ウ 共同施業実施者の一人がア又はイにより明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにしておくこと。
- 4 その他必要な事項 該当なし
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム に関する事項 該当なし
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 該当なし
 - 3 作業路網の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項 該当なし

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

本町の林家の大部分は小規模所有者であり、さらに材価の低迷による採算性の悪化により、林業のみで生計を維持するのは困難である場合が多い。従って、森林施業の共同化等を通じて効率的な事業の推進に努めるとともに、農業党の複合経営による経営の健全化及び安定化を推進する。

また、森林組合については、高性能林業機械の積極的な活用により、作業の効率化に努めるとともに、作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り組合員と密着した協同組合としての機能を十全に発揮できるよう、各種事業の受委託の拡大、及び作業班の雇用の通年化と近代化に努める。

(2) 林業就労者及び林業後継者の育成方針

(ア) 林業労働者の育成

林業労働者の主たる就労の場である森林組合においては、各事業の受委託の拡大等を図りつつ、作業班員の労働安全の確保、各種社会保険のへの加入等、就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し技術研修会、林業更新回答への参加斡旋を行うことにより、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行う。

(イ) 林業後継者等の育成

本町における林業就業者数は、国勢調査によると平成22年は15人であったが、平成27年には12人となり減少傾向にある。これは、少子高齢化や農林業以外への就業が急速に進んでいるためと考えられ、林業後継者の育成は緊急の課題となっている。

経営に意欲的な森林所有者及びその後継者等に対する森林施業等の推進に関する普及・啓発活動を支援することにより後継者の育成確保を図るとともに、管理・経営ができていない森林所有者、不在村所有者等の森林は、森林組合等へ管理経営の施業委託を実施するなど、働きかけ活動を支援する。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本町林業の主な担い手である森林組合については、施業の共同 委託化による受注体制の整備、経営の多角化等を通じた事業量の 拡大を図ることにより就労の安定化、近代化に努める。

- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 該当なし
- 3 林産物の利用の推進のために必要な施設の整備に関する事項 該当なし
- 4 その他必要な事項 該当なし

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣被害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定

ニホンジカによる被害が生じている森林の区域及び被害の発生のおそれがある森林の区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカによる森林被害の状況等を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果や熊本県第二種特定鳥獣管理計画(平成30年度3月策定:第5期)、森林組合、猟友会等の情報等を基に、別表3のとおり鳥獣害防止森林区域を定める。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域 (林班)	面積(ha)
ニホンジカ	1, 3 林班	1 3 8

(2) ニホンジカの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進し、下記ア及びイを組み合わせて実施するものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止資材の設置、維持管理及び改良を実施する。

なお、防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当っては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

イ 捕獲

わな(くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをい う。)及び銃器による捕獲等を実施する。

ウ なお、実施に当っては、国、県、地域住民等と合同での広域一

斉捕獲や被害調査等を実施し、関係機関と連携した被害対策に 取り組むものとする。

2 その他必要な事項

1の(2)の実施については、現地調査、森林組合、森林所有者、 地元猟友会等の関係団体から聞き取りを行うことにより、実施状況及 びその効果の把握を行うものとする。

なお、被害防止対策が実施されていない場合、速やかに森林所有者 等に対して助言、指導を行い、鳥獣害の防止対策の実施を促すものと する。

- 第2森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
 - (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病害虫等の被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。

なお、森林病害虫等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を町長が行うことがある。

(2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、協議会等の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

第1の1(1)において定める区域以外の森林については、野生鳥獣の共存に配慮した森林整備を基本とし、対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、防護施設等による対策や、被害の拡大等を防ぐための駆除等を実施する。鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカの森林被害については、定期的に森林組合、猟友会等地元関係者から目撃情報等を収集し、必要に応じて鳥獣害防止森林区域に編入するものとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備

を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に 実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとす る。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当 するときは、火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期 間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがな いと認められる場合行うこととする。

5 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病害虫のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合 については、町長が個別に判断し伐採を促進する。

(2) その他

森林所有者等による、日常の森林の巡視等通じて、森林の保 護、管理等の体制の確立に努める。

- IV 森林の保健機能の増進に関する事項 該当なし
- V その他森林の整備他の目に必要な事項
 - 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について 適切に計画するものとする。

なお、森林経営管理法第35条第1項の経営管理実施権配分 計画により経営管理実施権が設定された森林については、森林 経営計画による適切な施業を確保することが望ましいことか ら、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、 当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

ア Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な 森林における主伐後の植栽

- イ Ⅱの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留 意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施 する上で留意すべき事項
- エ Ⅲの森林の保護に関する事項
- (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)
菊陽町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	296.06

- 2 生活環境の整備に関する事項 該当なし
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 該当なし
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項 該当なし
- 5 住民参加による森林整備に関する事項
 - (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項 町内の小学生を対象として、自然の大切さとふるさとへの愛 着をはぐくむため、菊池地域みどり推進協議会等の主催による 木工教室及び森林・林業体験等を組み込み、森林づくりへの直 接参加を推進する。
 - (2) 上下流連携による取り組みに関する事項 上流下流連帯による森林整備を推進するための合意形成を図 るとともに、下流域に対する普及啓発等新たな仕組みの検討を 行うものとする。

(3) その他

森林管理に対しては、地区集会等への参加を呼び掛けるとともに、不在村森林所有者に対しては、本町及び森林組合などの林業事業体がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させ林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 該当なし

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項 森林施業に円滑な実行確保を図るため、県等の指導期間、森 林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努 めることとする。

(2) 森林病害虫防除に関する事項

本町には病害虫の被害を受けた森林はほとんどなく、被害が発生した場合は森林組合を中心に、森林病害虫防除事業により被害木の伐倒駆除を実施する等、被害地域の拡大防止に努める。また、地域住民に対する啓蒙活動を積極的に行い、地域と一体になった健全な森林育成に努めることとする。

(3) 町有林の整備

本町は現在町外に人工林を137ha所有しており、森林経営計画に基づき適正な保育、間伐等を実施するものとする。